

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 - 定額法

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

通常の賃貸借取引に係る方法に準じ会計処理を採用している

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 - 職員の退職給付に備えるため、当法人で採用している

(財) 滋賀県社会福祉事業共済会退職制度に基づき、退職共済制度

掛金相当額を退職給付引当金として計上している

・賞与引当金 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に
帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は(財) 滋賀県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度及び福祉医療機構が
実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(5) 拠点区分資金収支明細書(別紙3())

(6) 拠点区分事業活動明細書(別紙3())

(7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 万松会拠点(社会福祉事業)

「本部」

「延命こども園」

「小規模保育所 ほっぺ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	280,362,929	0	10,497,471	269,865,458
合計	280,362,929	0	10,497,471	269,865,458

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	250,869,417 円
計	250,869,417 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	122,732,000 円
計	122,732,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	418,821,946	148,956,488	269,865,458
建物	8,956,000	2,131,528	6,824,472
建物付属設備	118,338,675	69,162,088	49,176,587
構築物	24,427,051	17,314,023	7,113,028
車輛運搬具	11,292,300	5,875,965	5,416,335
器具及び備品	33,612,374	27,741,144	5,871,230
権利	305,070	232,270	72,800
ソフトウェア	708,400	708,400	0
合計	616,461,816	272,121,906	344,339,910

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,598,000		16,598,000
未収補助金	6,861,085		6,861,085
合 計	23,459,085	0	23,459,085

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし